

(健 I 150)

令和2年10月2日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕



運動型健康増進施設の認定の更新等について

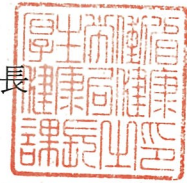
標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。

健健発0901第1号
令和2年9月1日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



指定運動療法施設の指定について

「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付健医発第816号厚生省保健医療局長通知）により、令和2年9月1日をもって別添の施設を指定運動療法施設として指定いたしましたので、御了知の上関係機関に周知方お願いいたします。

健発0901第1号

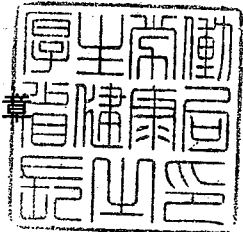
指 定 書

申請者 株式会社フージャースウェルネス&スポーツ
代表取締役 伊久間 努

令和2年8月6日付け指定運動療法施設指定申請について「指定運動療法施設の利用料金に係る医療費控除の取扱いについて」（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）に基づき指定運動療法施設として指定する。

令和2年9月1日

厚生労働省健康局長 正林 督章



1. 施設名 トムスポーツアカデミー
2. 施設所在地 東京都日野市多摩平3丁目1番地1

健 健 発 0 9 3 0 第 1 号

令 和 2 年 9 月 3 0 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（社会医療法人黎明会 メディカル&フィットネス アクオ）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 社会医療法人 黎明会
理事長 北出 貴嗣

健康増進施設認定規程（昭和６３年厚生省告示第２７３号）第７条第１項に基づき、令和２年９月１７日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

- １．施設 の 名 称 社会医療法人黎明会 メディカル&フィットネス アクオ
- ２．施設 の 所 在 地 和歌山県御坊市湯川町財部字南尻戸７２８番地４、
７２６番地２、７２６番地１９、７２６番地２０、
７２６番地２３、７２６番地２４、７２８番地２、
７２９番地１、７２９番地２、７２９番地３、７２９番地５
７３０番地２、７３０番地４、７３１番地１、７３２番地１、
７３２番地２、７３３番地１、
御坊市藺字苔１２２番地１０
- ３．施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第２条第１号に規定する健康増進施設
- ４．認定の有効期限 令和１２年３月３１日まで

令和２年９月３０日

厚生労働大臣 田村 憲久

